

中小企業倒産防止共済制度 申込要領

東京税理士協同組合

1. 下記必要書類をご確認の上、協同組合へご提出ください。(本組合で証明の上、加入手続一切を行ないます。)

《 必要書類 》

①中小企業倒産防止共済契約申込書

②預金口座振替申出書〔機構行〕(申込書右側)

- ・振替金融機関の口座確認印の取得が必要です。
- ・2枚目の預金口座振替依頼書〔取扱店控〕は、金融機関に提出してください。

③重要事項確認書兼反社会的勢力の排除に関する同意書

- ・申込書5ページのものを切り取ってください。

④契約申込確認書兼取扱手数料請求書

2. 申込み時に「振込による前納を希望」された場合は書類到着後随時、振込先をご案内いたします。

通常、不備のない書類が本組合に到着してから、3営業日以内に初回掛金の振込先を税理士事務所宛にFAXいたします。

※2011年10月1日に行われた法改正により、本組合への申込金振込みが不要となりました。

誤って振込みをされた場合は、返金の手続きが必要となりますのでご注意ください。

3. 取りまとめていただいた組合員に初回のみですが、取扱手数料支払基準（取扱手数料請求書参照）に応じて手数料をお支払いいたします。

注) 申込者の方が金融機関等で直接加入手続をしますと、取扱手数料をお支払いできませんのでご了承ください。

※ご加入後、整備機構へ提出する書類(変更手続き等)は組合員が本組合を通じて手続きすることになります。

※企業形態において医療法人、宗教法人、学校法人等の公益法人、外国会社（外国法に準拠して設立した会社）および生産組合、生活協同組合等の中小企業の組織に関する法律に準拠しない団体はご加入できません。